

令和8年度まるっとサポート販路開拓支援モデル事業（海外展開）補助金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 公益財団法人やまがた産業支援機構（以下、「機構」という。）は、県産品の製造・取り扱いを行う県内の製造・販売事業者等（以下「事業者」という。）が、新たな対象国・地域・販売チャネルのいずれかで、海外への輸出に取り組むことを促進するため、当該海外販路開拓事業に要する経費について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業者に対し補助金を交付する。

2 前項において、規則に規定する「知事」は「機構理事長」と読み換えるものとする。

（対象事業者）

第2条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「対象事業者」という。）は、自社製品を保有する製造事業者又は県産品を取り扱う卸売・小売事業者で、山形県内に本社もしくはは主要な製造拠点を有する者とする。

（補助対象事業）

第3条 この補助金の対象事業は、対象事業者が自社製品や県産品を新たな対象国・地域・販売チャネルのいずれかで、海外への輸出に取り組み、かつ当機構が海外展開を専門とする支援機関と連携して伴走支援を行う事業とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付の決定の日から令和9年2月28日までに実施した海外販路開拓の取組に要する経費のうち、別表の左欄に掲げるとおりとし、補助金の額は、対象事業者ごとに同表の右欄に掲げるところにより算出した額の合計額（ただし、令和6年度「山形県内製品の海外販路開拓支援モデル事業」及び令和7年度「まるっとサポート販路開拓支援モデル事業（海外展開）」の採択事業者（以下、「過年度モデル事業者」という）は補助対象経費の1/2）とし、1事業者あたりの補助金は、800千円を上限（ただし、過年度モデル事業者は400千円を上限）とする。

2 国（独立行政法人等を含む。）、県、市町村が主催又は共催する事業に参加する場合も補助対象事業とするが、主催者及び共催者に支払う経費は補助対象外とする。

3 同一事業で国（独立行政法人等を含む。）、県、市町村が実施する補助金等に採択されている場合は、対象経費が重複しないことを条件に補助対象とする。

（交付の申請）

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、機構理事長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 支援機関による支援計画書（任意様式）
- (3) 補助金所要額計算書（別記様式第2号）
- (4) その他機構が必要と認める書類

2 交付申請は、対象事業者が行うものとする。

(交付の決定)

第6条 機構は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、別に定める対象事業者選定審査委員会にて選定し、適正と認める事業者に対し、補助金の交付の決定を行い、対象事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の対象経費区分の追加・変更
- (2) 補助対象経費の合計額の20%を超える減額（減額が10万円以内の場合を除く。）
- (3) 事業計画における対象国・対象エリアの変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により機構理事長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）に第5条第1項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について機構理事長の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により機構理事長の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

5 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類については、補助事業完了の年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）は、機構が必要があると認めて求めた場合において、事業実施状況調書（別記様式第7号）を添付して、機構が別に定める日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過した日又は令和9年3月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業概要報告書（任意様式）
- (2) 補助金精算額計算書（別記様式第6号）
- (3) その他機構が必要と認める書類

(補助金の支払)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	補助金の額
委託料、旅費（渡航費を含む）、出展料、賃借料、通信運搬費（輸送費を含む）、広告費、その他事業を実施するために特に必要と機構が認めるもの（補助対象経費の合計額の2分の1までとする。）	補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の合計額（過年度モデル事業者においては、補助対象経費の合計額の1/2までとし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）、又は800千円（過年度モデル事業者においては、400千円）のいずれか低い額とする。